

## イギリスにおける危険業種規制と性差：過去と現在

大 森 真 紀

### はしがき

イギリス工場法は、世界に先駆けて児童の労働条件を規制したことで知られるとともに、成人女性を適用対象とするいわゆる女性労働保護立法としても、他の諸国よりはるかに長い歴史を誇る。1970年代から進展をみせたイギリス女性史研究において、こうした女性労働保護立法への関心は必ずしも高くない<sup>(1)</sup>。とはいえ、シルビア・ウォルビー (Sylvia Walby)<sup>(2)</sup>は、雇用における家父長的利害こそが女性労働保護立法をもたらしたと喝破し、工場法の展開を「進歩」として捉えてきた従来<sup>(3)</sup>の通説を否定した。また、ソニア・ローズ (Sonya O. Rose) は、1830年代から1870年代までの時期を中心として、工場法による女性の労働時間規制が持つ意味を論じてきた。

キャロリン・マローン (Carolyn Malone) の著書『イングランドにおける女性の身体と危険業種、1880-1914年』(2003年)<sup>(4)</sup>が注目に値するのは、これまで女性史としての取り組みが手薄であった世紀転換期の労働保護立法に的を絞っているからである。工場法が危険業種規制としていっそう拡充される19世紀末20世紀初頭についてのまとまった研究は、バーバラ・ハリソン (Barbara Harrison) による著作 (1996年)<sup>(5)</sup>が挙げられるにとどまっていた。しかも、マローンによる上梓を挟んで、ほぼ同じ時期を対象としながらも、女性史研究に批判的な立場を取るパートリップ (P. W. J. Bartrip) 著『内務省と危険業種』(2002年)<sup>(6)</sup>が刊行され、また、イギリスにおける危険業種問題の歴史研究にとって古典ともいべきトマス・オリバー (Thomas Oliver) 編『危険業種』(1902年)も復刻された(2004年)<sup>(7)</sup>。

本稿では、先行するローズやハリソンの研究を概観したうえで、マローンの著書を紹介し、パートリップの著作と突き合わせることによって、労働保護立法の一環としての危険業種規制における女性の位置づけを再検討してみたい。

ローズは、19世紀イングランドにおける労働階級の生活が「ジェンダー化」された階級関係によっていかに制約されたかを力説する中で、女性のみ適用される工場法の持つ意義に着目した。1990年代に集中する彼女の著作は、イギリス女性史研究において醸成されてきた女性労働保護立法についての理解を代表するといっても過言ではない。

ローズによれば、19世紀の労働保護立法史は次のような3期に区分される<sup>(8)</sup>。すなわち、最初の工場法が制定された1802年から1830年までの第1期において、立法を推進したのは児童労働の福祉に関心を寄せる「エリート」たちであり、職工たちの運動はまだ組織化されていなかった。議論の対象はほぼ児童に限定され、1802年法の適用を受ける教区徒弟は「自由な労働者」ではないという解釈によって、レッセ・フェール経済思想の中核たる「自由な経済主体 (free agency)」概念との衝突が回避された。当時の工場労働者の多くが女性であったにもかかわらず、性別は問題にならなかった。

10時間運動が展開された1830年から1850年までの第2期において、運動の「レトリック」つまり、表向きの大儀名分は児童の労働時間規制の必要性であったが、繊維工場に働く労働者全員の労働時間短縮が目指されていた。しかし、1840年代前半に性別が重要な争点として浮上し、成人女性の労働時間を初めて規制する1844年法が成立する。これは、成人女性についても、児童と同様に「自由な労働者」ではないと位置づけられたことを意味する。工業の急速な発展に伴う社会的無秩序への怖れを背景に、女性の家庭外での就労が女性のセクシュアリティを刺激して性的な放縦に結びつくという性道徳 (sexual morality) への関心に支えられて、女性が保護を必要とする、自律しえない存在として定義されたのである。

1870年代初頭からの9時間運動は、労働組合による交渉では目的を達成できなかったため、議会に女性と児童についての労働時間立法を要求する。もはや19世紀半ばのように女性一般についての性道徳が強調されるのではなく、乳幼児の高い死亡率の原因として母親の就労が非難的となり、「母性 (motherhood)」をめぐる「レトリック」が議論の中心を占める。ローズは1870年代から1890年代までを第3期としてまとめるが、1880年代以降については、新たな労働保護立法の焦点が「母体 (maternal bodies)」であることを指摘する

にとどまり、1870年代までのような詳細な検討を行なっているわけではない<sup>9)</sup>。

ローズに言わせれば、女性労働保護立法は、階級的不平等を不問に付したまま、労働階級に対して男性の家族扶養責任と女性の家庭・育児責任を求める、国家ないし支配層の意図を反映し、雇用においても家族内でも女性を従属させる、ジェンダー秩序の社会的な構築に貢献したのである。

ローズが大雑把な見取図を示すにとどまった1880年代以降の女性労働保護立法の問題に、いち早く取り組んだのがハリソンである。男性についてさえも無視されがちな職業上の健康問題が、女性の場合にはいっそう蔑ろにされているという現代的な関心から出発して、女性の健康に対して就労が及ぼす「脅威の言説」がいかにつくられるかを明らかにしようとする。ハリソンによれば、労働市場における性別職務分離のために、危険業種における女性の就労を禁止・排除するという方針には限界があり、1890年代における女性雇用への国家介入は、労働者に責任を転化する予防衛生型として展開されたという。すなわち、職場環境自体を変えたり、危険有害物質を除去するのではなく、性別による仕事への適性を監視して労働者を管理するとともに、労働者による違反や不注意を疾病の原因として非難するのである。

女性労働保護立法が19世紀における性別役割分業の定着に重要な役割を果たしたとみるウォルビーやローズを引き継いで、ハリソンも、工場法という形態での国家介入が「家父長」的な社会関係の形成に寄与したと断言する。ただ、1880年代以降について、立法の前提条件として性別職務分離があったことを強調する点にハリソンの研究の特徴がある。19世紀末以降の危険業種規制は、職業病が労働条件の問題としてではなく、女性労働問題として捉えられたことによって、女性の健康の保護に「失敗」し、女性の男性への依存を強化したと結論づけられる。

## II

マローンも、女性の身体をめぐる言説に注目して、1880年から1914年までの危険業種規制を取り上げる。しかし、こうした規制が女性の就労を禁止・排除する従来の方針を転換させたとするハリソンとは異なり、1830年代に始まる女性の家庭外就労をめぐる「危険の言説 (a discourse of danger)」の徹底として捉えられる。すなわち、ローズに代表される研

究史を踏まえて、1830-40年代には性道德の危機が叫ばれ、1870年代になると母親の就労による育児怠慢の危機に議論の力点が移行し、さらに1890年代においては、女性の身体的な退化（physical degeneracy：とりわけ生殖機能の減退を意味すると推考される）と胎児死亡の危険が強調されたとする。

しかも、分析カテゴリーとしての「ジェンダー」に立脚した女性労働保護立法の歴史研究の多くは1840年代から1870年代までを対象とする。それ以降の時期については、苦汗労働問題へ関心が偏ってしまい、ハリソンを例外として「最も急進的な（radical）保護形態である危険業種規制」は研究されてこなかったという。そこで、マローンは、釘・鎖製造業および鉛白製造業<sup>100</sup>・窯業に適用された女性の就労を禁止・制限する規制について「言語と歴史的文脈との結びつき」を解き明かそうとする（序章）。

1880年代の釘・鎖製造業をめぐる苦汗論争は、女性労働保護立法史における重大な過渡期として位置づけられる。なぜなら、男性労働者は、競争排除のために（家庭内作業場や規制を免れている小規模な仕事場における）女性の労働時間規制を求めるが、その理由として、かつての労働時間短縮運動の言説が影を潜め、女性の健康への言及が目立つようになるからである。女性労働問題を取り上げて部数をのばす新聞が法の制定に大きな役割を果たすようになったこと、中流階級女性の団体の関与がみられることも、1840年代との違いとして指摘される（第2章）。

1891年工場法には、国務大臣が危険有害業種と判断した場合に、特別規則を作成する権限を認めた条項が含まれている。この条項に基づいて最初に危険業種の指定を受けたのは、釘・鎖製造業ではなく鉛白製造業であった。鉛白工場の女性労働者たちは、鉛の塵埃に曝される、きわめて危険性の高い主要な作業工程に、高い賃金で雇われていたという。ところが、1898年、こうした仕事への女性の就労が禁止されてしまう。女性は男性よりも鉛中毒<sup>101</sup>にかかりやすく、子どもにまで影響が及ぶとする、トマス・オリバーをはじめとする医師たちの見解が、「デイリー・クロニクル」紙によるセンセーショナルな一連の報道によって広められ、規制の必要性の根拠とされた。中流階級女性の諸団体からは女性の就労禁止に反対する声上がり、なかには、性差よりも劣悪な職場・生活環境に病気の原因を求める意見や、男性についても禁止すべきだとの主張さえ表明されたが、女性の就労禁止規則を覆すことはできなかった。特別規則の施行後、男性の罹患者が増加した事実は

無視された（第3章）。

窯業についても、1890年代以降、女性労働問題としての鉛中毒が論議された。1892年に危険業種として指定された窯業に対して、1894年には最初の特別規則が施行され、その後も改正が繰り返されるが、結局、女性の就労禁止までには至らない。その理由として、マローンは、窯業の労働者にとっての危険は釉薬に含まれる鉛成分であって、鉛白製造業とは異なり、鉛に直接接触するわけではないこと、それ以上に、女性が主要な作業工程に集中していた鉛白製造業に比べて、窯業では女性労働力が広範に使用されており、業界としての利益を配慮せざるをえなかったことを挙げる。

ここでも、「デイリー・クロニクル」紙の記事と医師たちの見解が、危険業種条項の発動に与かるところが大きいとされる。中流階級女性の団体の中には、女性のみ就労制限を支持し、無鉛釉薬の開発や利用を解決策として主唱するものもみられた。特別規則の改正が繰り返される過程では、男性労働者についても保護すべきとの認識に基づく提案もあったが、健康診断の結果によって男性が休職を命じられる場合には、所得補償を必要とするとの反対論に押し切られる。マローンによれば、女性の母としての潜在的な役割、ひいては将来生まれるであろう子どもたちの健康を守るために、女性については、定期健康診断と症状観察を強制することが称賛され、病状によっては所得補償なしの休職・離職が当然視されて、女性労働者への国家介入が正当化されたが、男性に関しては「自助」と家族扶養責任を前提として所得補償が不可欠とされるとともに、女性に対して押しつけられた国家介入が控えられたのである（第4章）。

### III

マローンの著書の後半では、とりわけ鉛中毒に対する危険業種規制を推進した言説の担い手として「ニュー・ジャーナリズム」と称される新聞と、専門職として政治的発言権を強めていた医師たちに注目する。さらに、規制の賛否をめぐる分裂した中流階級女性の団体やこれらを代表する人物の意見を吟味する。1890年代に入ると、1840-70年代のような女性の就労制限を求める男性労働者やその労働組合の活動は、みられなくなったという。

1880年代以降、社会改革の推進力としての新聞の役割を強く意識した「ニュー・ジャー

ナリズム」は、センセーショナルな記事の掲載によって発行部数を急伸させていた。1888年に起きたロンドン・マッチ女工ストライキについての報道は、女性労働問題キャンペーンの嚆矢となり、1890年代には、女性労働者の「身体的な危険」を大々的に訴える紙面づくりが繰り返された。女性の就労を制約しようとする戦略は、かつての「不適応」「不品行」「不穏当」から「不健康」「危険」「有害」へと転換したのである（第5章）。

その「ニュー・ジャーナリズム」は、オリバーを筆頭とする医師たちの見解を取り上げて、女性が男性よりも鉛中毒にかかりやすく、生殖機能へ重大な影響をもたらすとの言説を広めた。女性の就労と乳幼児の高い死亡率とを関連づける見解は新たに出現したものではないが、1890年代においては、生後の保育よりも、妊娠中の身体的条件と胎児に関心がいっそう絞り込まれた。その背景として、性科学の発展と医学界内の変化、さらに「帝国主義的な政治状況」が指摘されている。鉛は男性の生殖器官にも悪影響を及ぼすという事実が知られていたにもかかわらず、問題として取り上げられないままであったし、環境要因は軽視され続けた（第6章）。

世紀転換期における中流階級女性の諸団体のうち、女性産業擁護委員会（WIDC）や女性雇用促進協会（SPW）は、女性労働保護立法について、一個人としての女性の権利を侵害するとして反対したが、女性労働組合連盟（WTUL）、女性労働協議会（WIC）、女性協同組合ギルド（WCG）、女性労働連盟（WLL）は、国家介入を容認して、その必要性を主張した。いわゆる「平等権フェミニスト」と「社会派フェミニスト」の対立にふれて、マローンは特に後者の代表としてマーガレット・マクドナルド（Margaret MacDonald）に厳しい視線を向ける。のみならず、もうひとつの選択肢としてマローンが注目するのは、エヴァ・ゴア・ブース（Eva Gore-Booth）とエスター・ローパー（Esther Roper）の意見である。彼女たちは、政治解放が経済解放に先行すべきであり、女性は選挙権を通じて経済的地位を改善できるとする、いわば「代表なくして保護なし」を主張し、選挙権が獲得されないかぎり、女性労働保護立法に反対する。保護が必要かどうかを女性自身が決められるように女性参政権を要求すべきだと考えたのである（第7章）。

結局、女性の危険業種への就労を禁止・制限する規制は、マローンによって、「帝国主義的な競合関係」が強まる世界情勢におけるイギリスの人口問題への取り組みとして総括される（終章）。

## IV

イギリスにおける職業病をめぐる危険業種規制の社会史ともいべきバートリップの研究によれば、職業病の犠牲者が「貧しく、選挙権もなく、未組織で、政治的な発言権を持たない」特定の社会階級に集中していたために、対応が遅れただけでなく、労働史・医療史研究においてさえ、職業病の問題が看過されてきたという（第1章 序論）。鉛白製造業と窯業を中心とする鉛中毒（第2－4章）のほか、造花・壁紙の着色による砒素中毒（第5章）、マッチ製造業の燐壊死（第6章）、羊毛から感染する炭疽病（第7章）が取り上げられる。そして、世紀転換期の職業病規制が、職場環境ではなく特定の病気に焦点を当てた対応であり、労働者・労働組合・雇い主・官僚・政治家たちにとっては、失業する／させるか健康を優先するかの問題であったため、職業病規制の効果についての評価が分かれるという（第8章 結論）。

バートリップは、内務省が講じた対策によって職業病を根絶できなかったとしても、その重大性を認識して、問題に取り組んだ成果を過小評価すべきでないとして主張するだけに、女性を対象とした危険業種規制を性差別として捉える女性史研究に対して批判的な姿勢を隠さない。ヴィクトリア後期およびエドワード期の危険業種規制は「失敗」だったとするハリソンの見解には、どのように「成功」を判断できるのかと疑問を投げかけ、窯業を対象としたクレア・ホールズワース（Clare Holdsworth）の論文<sup>12</sup>についても、なぜ塵埃が引き起こす疾病よりも鉛中毒に注目が集まったかを説明しないと述べるが、とりわけマローンの研究には厳しい批判を加える<sup>13</sup>。

バートリップに言わせれば、1890年代までに、成人男性労働者の労働条件に国家が介入できないとする考え方はほぼ消滅しており、19世紀末に始まる職業上の健康に関わる規制は、女性のみを対象とした保護として特徴づけられない。マローンの主張とは異なり、危険業種に働く労働者の賃金は性別にかかわらず最低であり、規制の意図は、「排除」でも「保護」でもなく、むしろ、男女労働者が失業するよりも危険で有害な仕事に就かざるをえない状況の中で、規制の確立を目指したものだとする。鉛白製造業の規制において女性だけが対象となったのは、当時の医学的知識の限界を反映したに過ぎず、また、炭疽病のように男性が圧倒的多数を占める職業病についても規制が行なわれたからである。

中流階級女性の活動についても、マローンの評価とは大きく食い違う。人的なつながりを活かして女性労働保護立法の必要性を訴えた女性労働組合連盟（WTUL）は、バートリップにとって社会改革のひとつの推進力である。また、内務省に所属する工場監督官たちが重要な位置を占めるバートリップの研究においては当然のことながら、1893年から任命された中流階級出身の女性工場監督官が危険業種問題に取り組んだことに積極的な意味を認める<sup>14)</sup>。工場監督官についてのマローンの関心は概して低く、女性労働保護立法の推進勢力の一翼として捉える姿勢でしかない<sup>15)</sup>。

ちなみに、ハリソンもマローンと見解が一致するわけではない。女性による女性調査という「ジェンダー化された専門知識」を担う女性工場監督官たちが、女性労働者の力になり得たのかについては議論の余地があるとしながらも、ハリソンは、職業上の健康問題についての彼女たちの取り組みを評価し、19世紀フェミニズム研究において無視されてきた女性工場監督官の貢献を認めるのである<sup>16)</sup>。

## V

マローンの著書は、「家父長制」という用語こそ使わないものの、社会的に序列づけられた性別が持つ意味を問い続ける、女性史研究が切り開いた女性労働保護立法観を極端にまで推し進めたといえるだろう。確かに危険業種規制は、それ以前における女性の労働時間制限立法に比べて、より踏み込んだ国家介入である。鉛白製造業の中心的な作業工程について女性の就労を禁止し、窯業では、最終的には禁止されないまでも、禁止の議論がかまびすしかったからである。その限りでは、マローンの主張は明快でわかりやすい。しかし同時に、あまりにも「言説」に依存した研究としての脆さをも合わせ持つといわなければならない。事実として、マローン自身も認めるように、女性の就労禁止が実施されたのは、ごく限定された業種における作業部門にとどまった。また、「ニュー・ジャーナリズム」が大きな影響力を及ぼし<sup>17)</sup>、医師たちの発言が重用されたことはバートリップも認めるところだが、あまりにも過大評価ではないかという疑問も禁じえない。そうした言説がなぜそれほどまでに政治を左右し、社会に受容されたのかという問いには答えず、中流階級女性たちの意見がなぜ対立したのかの説明も十分ではない。

さらに、ゴア・ブースやローパーらの「代表なくして保護なし」の主張は興味深いが、



「選択肢」として提示できるほどの広がりを持ったとはいいがたい。当時の女性参政権運動の盛り上がりは女性労働保護立法の議論とも絡んでいたことを示唆する意味は大きい。だが、著書の前半で取り上げた業種とは異なる、女性バーテンダー（barmaid）をはじめとするいくつかの職業への規制をめぐる両者の発言を引いて、立法よりも参政権を最優先させる「新しい次元の女性と国家との関係」だとする展開は、あまりにも唐突であろう。むしろ、マローンもふれたように、危険業種規制を作成する過程で、男性も適用対象に含める提案が出され、バートリップが強調するように、男性についての規制も行なわれた例がある。それならば、男性が規制されないから女性も規制を受けるべきでないという主張がリベラリズムに基づくとしても、男性を基準とした平等論ばかりでなく、危険予防は性別にかかわらず行なうべきとする主張にも、もっと目が向けられてよい<sup>198</sup>。

バートリップがとりわけマローンを厳しく批判するのも、労働条件を改善していくための手がかりすらも受け付けようとしぬ主張だからであろう。危険業種規制が行なわれなければ、女性も、男性と同様に、職業病によって健康を著しく害なうことを宿命として甘受せざるをえないという「負の平等」でしかない事態に対して、マローンの研究は沈黙する。女性のみを対象とした労働保護立法と男性をも含めたそれとの関係については、今後の大きな課題というべきだが、マローンおよびハリソンとバートリップの研究を突き合わせてみると、女性史研究の射程は男性労働者の問題にまでなかなか及びにくく、社会史研究はジェンダーの視点に立つ研究成果の吸収に、躊躇や反発を覚える状況にあるようにみえる。

## VI

アメリカ合衆国（以下、アメリカ）においてイギリス女性史を研究するマローンとイギリスの研究者であるバートリップの議論が噛み合わない背景として、ひとつには、「ポスト構造主義」の浸透著しいアメリカに対して、イギリスでは、その影響を受けつつも、批判的な姿勢が根強いという研究土壌の相違が挙げられる<sup>199</sup>。また、1970年代以降の女性史研究と並行して進んできた、両国における現実の女性労働保護立法の見直しにも隔たりがある<sup>200</sup>。

日本の英米法研究によれば<sup>201</sup>、判例が大きな社会的影響力を有するアメリカでは、連邦

最高裁判所による1908年のミューラー対オレゴン事件判決が、女性の母性機能を根拠に州の女性労働保護立法を合憲としたことによって、男女の本質的な相違に基づく女性の従属が改めて是認されてしまったという。このため、人種とともに性別についても雇用上の差別を禁止した公民権法第7編（1964年、以下、タイトルVII）の制定後、とりわけ1970年代には、女性のみを適用対象とする州法が性差別にあたるとする連邦最高裁判決が出されるようになり、州政府は女性労働保護立法の廃止を迫られた。同時に、妊娠・出産をめぐる性によって異なる取り扱いも、裁判で争われるようになり、妊娠による区別を性差別でないとした連邦最高裁の判断に対抗して、連邦議会は、タイトルVIIを改正する妊娠差別禁止法（1978年）の制定によって、雇用における妊娠・出産の不利益取り扱いの禁止を徹底させた。

イギリスにおける女性労働保護立法の廃止の動きも、1970年代に本格化する。欧州共同体（EC）加盟（1972年）の条件づくりとしての男女同一賃金法（1970年）と性差別禁止法（1975年）の制定がその契機となり、1989年雇用法によって女性の就労を制限する立法の見直しは「ほぼ解決」したとされる。しかし、その変化の速度はアメリカに比して緩慢であるばかりか、雇用法による廃止後も、なお「妊娠・出産の保護」および「特に女性に影響する危険性をもつ環境における保護」については例外とし、「鉛取扱業務における女性の雇用制限規定」と「電離放射線基準における性別規制」は維持された<sup>22</sup>。こうした状況は後述する欧州共同体／連合（EU）の指令にみられる方針とも対応する。

アメリカにおいては、1970年代に入ると、妊娠可能性のある女性が有害物質を取り扱う職場から排除される胎児保護制度を採用する企業が増加したため、やはり司法の判断が求められた。1980年代の連邦控訴審では、胎児保護制度の正当性が認められたが、1991年、この制度についての初の連邦最高裁判決は、妊娠差別禁止法によって改正されたタイトルVIIが性を特定した胎児保護制度を禁じているとして下級審に差し戻した。この事例の被告はバッテリー製造企業であり、製造工程における鉛の被曝を理由とする胎児保護制度による（妊娠可能性のある）女性の排除の是非が問われた<sup>23</sup>。

あくまでも個人の（就労）能力のみの評価による、雇用機会の平等保障に基づく差別解消を目指すアメリカ社会は、妊娠・出産を病気などと同様の一時的な不就労として扱うにとどめなかった。胎児に及ぶ危険性についても男女に適用される中立的な制度を求め、そ

のために企業が被る費用の増大も性別格差をつける理由として認めない。このような徹底した姿勢こそが、20世紀後半のアメリカを世界における性差別反対運動の「開拓者」たらしめたのである。その事実を照らしてみれば、19世紀末に実施された鉛白製造工程への女性の就労を禁止する措置を指して、20世紀アメリカの（企業による）胎児保護制度に類似する規制をイギリス政府は創ったのだというマロンの主張も<sup>24</sup>、あながち極論とばかりは片付けられない。

それでもなお、アメリカにおいてさえ1990年代まで持ち越された危険有害物質としての鉛の問題について、約百年遡る1890年代にイギリスが導入した女性の就労規制を性差別として断罪してしまってよいものかという疑問は消えない。なぜなら、米英両国とも、遅速の落差はあるものの女性労働保護立法の廃止が進められたのと同じ時期に、労働安全衛生法（アメリカ1970年、イギリス1974年）が制定され、性別を問わず、危険有害物質の厳格な許容基準が定められていたからである。

労働時間などに関する労働基準については、男性の労働時間が団体交渉に委ねられる建前から法規制を受けない歴史が長かったため、女性のみを制限を性差別とする見解は、まだしも受け入れられよう。しかし、職業病を引き起こし、しかも、胎児にまで悪影響が及ぶ可能性のある危険業種の就労制限の場合には、女性を対象とした規制をはずすことで、問題が深刻化することはあっても、改善にはつながりにくい。言うまでもなく、労働安全衛生のための施策が性別によって異なる展開をしてきた歴史を女性史研究として吟味する意義はいささかも減じるものではないが、少なくとも危険業種規制における性差を問題視するならば、男性を健康被害に甘んじさせた「マスキュリニティ」も問わなければならない。労働時間規制と危険業種規制との共通点よりも、むしろ相違点に目を向けることが女性史研究の有効性を高めるのではないだろうか。

ちなみに、EUの労働条件法制は安全衛生を中心に発達したといわれている。現行の安全衛生に関する枠組み指令（1989年）以前においても、アスベストや鉛に関する付則を持つ危険物質基本指令が採択されており、89年指令に基づく個別指令のひとつである母性保護指令（1992年）では、妊娠中や授乳期の労働者について、鉛などへの曝露および地底労働を禁止している。特に1980年代半ば以降、EC/EUは、女性のみを保護法制の撤廃と男女共通の労働者保護法を謳い、女性の夜間労働禁止の国内法を継続した加盟国に対しては、

欧州司法裁判所へ提訴するなどの厳しい対応も取ったが、妊娠・出産・授乳などに関わる保護は認めている<sup>65)</sup>。

また、「はしがき」でふれたトマス・オリバー編『危険業種』の復刻に付された医師ふたりによる新しい序文は、女性史および社会史研究を一顧だにせず、世紀転換期の国家介入への抵抗が強い時期に、これに抗して職業病予防のためにオリバーがいかに貢献したかを褒めたたえて、バートリップが批判する「ホイッグ的進歩史観」を彷彿とさせるほどである。ただ、EUへの言及が散見され、イギリスが労働安全衛生問題に取り組んできた一世紀間の努力を喧伝しているようにも受け取れる。復刻の意義をそこに求めてもあながち的はずれではあるまい<sup>66)</sup>。ついでながら、国際労働機関（ILO）でも、1970年代以降、先進諸国における相次ぐ労働安全衛生法の制定とも連動して、職業上の健康と安全についての関心が高まった<sup>67)</sup>。

## VII

女性労働保護立法をめぐる中流階級女性の運動については、マローンとバートリップとの間で評価が分かれるばかりか、女性史研究においても、女性労働保護立法自体の位置づけほどには、合意が形成されているとはいえない。女性労働保護立法を性差別の一環として捉えるならば、これに反対した「平等権フェミニスト」を評価し、擁護した「社会派フェミニスト」に対しては、性別役割分業を容認して、これを強化したと批判することになるのは当然の成り行きであろう。マローンは第三の「選択肢」を掲げながらも、まさにこうした見解を体現する。

しかし他方で、女性史研究の中には、「社会派フェミニスト」についても、中流階級女性と労働階級女性との階級を超えた「連携」がみられたことを重視して、女性の主体的な運動として評価する潮流も根強く存在する。時には、女性労働保護立法が性別役割分業を維持・強化したとする女性史研究の認識を棚上げにしてしまうことすらある<sup>68)</sup>。ハリソンは、女性労働保護立法を性別役割分業との結びつきにおいて捉えながらも、「社会派フェミニスト」の運動を評価する流れにも棹さず。

女性に失業をもたらすとして女性労働保護立法に反対した「平等権フェミニスト」の見解が当時の「ジェンダー観」への異議申し立てとしての意義を有することは改めて強調す

るまでもない<sup>29)</sup>。しかしながら、中流階級の女性が、男性に独占されている専門職に就けるよう求める主張と、労働階級女性が、経済的な理由から働かざるをえない必要性とを、女性の労働権の要求として一括りにすることは、躊躇せざるをえない。

例えば、19世紀末については、労働階級女性の労働力率の低下傾向が知られており、これを家庭重視イデオロギーの浸透にのみ帰すことはできない。「言説」と「経験」の相互作用の分析に基づく研究を提唱するキャロル・モーガン (Carol E. Morgan) は<sup>30)</sup>、「レスペクタビリティ (respectability)」願望が、性別役割分業とこれに組み込まれた女性の従属を超えて、労働階級の男女を「共謀」させたという。すなわち、家族賃金が「レトリック」に過ぎず、女性が就労しなければならない現実にもかかわらず、女性たちも「レスペクタビリティ」願望を共有しており、労働時間短縮によって浮いた時間を家事・育児に費やしたり、可能ならば、就労せずに家庭的役割に専念することを望んだのである。

さらに、吉田恵子によれば<sup>31)</sup>、工場法の役割は、決して女性労働者の労働市場からの排除ではない。むしろ、男性労働者の脅威とならないように、男性とは異なる低賃金労働力として女性を組み込むことにあり、これが女性の家庭性を強める効果を持った。それ故、家計補助のために就労する女性たちにとっては、わずかな賃金よりも、労働時間を短くして、家庭責任を優先する方が合理的な行動となることがありうるのである。

「平等権フェミニスト」は、労働保護立法が女性の就労を禁止・制限すれば、収入を必要とする女性労働者が失業してしまうと反対を唱えることによって、労働階級女性の立場を代弁すると自負し、階級を超えた女性の利害としての働く権利を主張できると考えた。だが、そこから労働階級女性の退職行動への理解を期待できるだろうか。決して階級利害がジェンダー利害に優先するなどと言いたいわけではない。階級利害とは区別されるジェンダー利害を摘出してきた女性史研究が、なお女性の間での利害対立の問題に苦闘せざるをえない現況にあるからこそ、女性の共通利害を強調しすぎるマローンの見解に首肯しがたいのである。

## むすび

危険業種規制が母体管理の極限として、女性の就労禁止にまで行き着きうるとのマローンの見解は、ハリソン以上に、女性史研究の成果のひとつを鮮明に打ち出している。し

かし、女性労働保護立法について、「家父長制」そのものとして位置づける理論的提示から出発したイギリス女性史研究は、女性の排除策だとする単純な把握を乗り越えて、性別役割分業の確立と強化に伴う、女性労働力の周縁化が進行する過程との関わりを浮かび上がらせてきた。そのため、マローンの主張は議論の方向を逆戻りさせかねない懸念がある。ハリソンの方が「家父長的」という言葉を多用するにもかかわらず、マローンの方が「家父長制」理論で割り切った研究として読めるのは皮肉である。

他方、バートリップの研究は、職業病への政策的な対応が男女で異なっていた事態を捉え損ねており、ジェンダーの視点を欠くという批判を免れない。男性を対象とする規制が行なわれた事実をマローンの研究が無視していたとしても、その中で強調されたような規制内容の性別による相違が持つ意味を看過してよい根拠にはなりえないからである。女性のみが規制の対象となった事例について、その理由をバートリップが医学的知識の水準に求めるのも、科学そのものに内在する「ジェンダー観」を別出してきた女性史研究の成果への目配りが足りないといわざるをえない。

マローンおよびハリソンとバートリップの著書は、いずれも世紀転換期における危険業種規制を取り上げているだけに、女性史研究が「一般史」としてどこまで「統合」されているのかという問題提起を改めて思い起こさせる。バートリップが、女性史研究の蓄積を組み込めなかったことには失望を禁じえないが、それでも批判の俎上に載せて議論していることは、黙殺からの一歩前進として受け止められなくはない。また、女性の存在を欠落させたまま組み立てられてきた歴史研究を相対化させる役割を担う女性史研究も、一定の蓄積とともに、自らの相対化を覚悟しなければならないこともありうる。女性史研究は「隔離」と「無視」と「巻返し」に抗しつつ、「統合」を目指すという困難な課題に直面していることがうかがえよう。

(注)

- (1) 拙著『イギリス女性工場監督職の史的研究』慶応義塾大学出版会、2001年、序章。
- (2) Walby, Sylvia, *Patriarchy at Work*, Cambridge, Polity, 1986, chap. 5.
- (3) Hutchins, B. L. and Harrison, A., *A History of Factory Legislation*, London, P. S. King, 1903, 3rd. ed. 1926, (邦訳『イギリス工場法の歴史』新評論、1976年)。
- (4) Malone, Carolyn, *Women's Bodies and Dangerous Trades in England, 1880-1914*, Royal Historical Society,

- (Woodbridge, U. K., Boydell,) 2003. 著書に先立つ学位論文として、*Sex in Industry: Protective Labor Legislation in England, 1891-1914*, University of Rochester, Ph. D., 1991, がある。
- (5) Harrison, Barbara, *Not Only the 'Dangerous Trades': Women's Work and Health in Britain, 1880-1914*, London, Taylor & Francis, 1996.
- (6) Bartrip, P. W. J., *The Home Office and the Dangerous Trades: Regulating Occupational Disease in Victorian and Edwardian Britain*, Amsterdam, Rodopi, 2002.
- (7) Oliver, Thomas, ed., *Dangerous Trades: The Historical, Social, and Legal Aspects of Industrial Occupations as Affecting Health, by a Number of Experts*, 2 vols., London, John Murray, 1902, reprinted, Bristol, Thoemmes, 2004, (New Introduction by Stephen Bonner and John Harrison).
- (8) ここでは、主にローズの女性労働保護立法についての見解が簡潔にまとめられた次の論文に基づく。Rose, O. Sonya, 'Protective Labor Legislation in Nineteenth Century Britain,' in Frader, Laura L, and Rose, S. O., eds., *Gender and Class in Modern Europe*, Ithaca (N. Y.), Cornell University Press, 1996, pp.193-210. ただし、マローンの著書では参照されていない。
- (9) 女性労働保護立法の制定を「労働者がジェンダー化されていく過程」として捉え、ドイツと日本を比較した姫岡の研究からは、イギリスについてローズが3期に区分して指摘するような争点の移行は必ずしも読み取れない(姫岡とし子『ジェンダー化する社会—労働とアイデンティティの日独比較史』岩波書店、2004年、第4章)。
- (10) 鉛白(えんぱく)は、薄鉛板に二酸化炭素、酢酸、水蒸気、空気を作用させた時、その表面に生成する炭酸水酸化鉛の慣用名であり(古くは塩基性炭酸鉛とも呼ばれた)、最も古い白色顔料として、塗料や陶磁器の釉薬に用いられた(『日本大百科全書』小学館、1994年)。
- (11) 鉛は、長期間の接触によって、人体内(特に骨)に蓄積され、次のような中毒症状を引き起こす。①血液障害：貧血や鉛蒼白と呼ばれる青白い顔色(鉛が血色素の合成過程を阻害するため)、②消化器障害：初期には、食欲減退、食後の胃部不快感、便秘、下痢、さらに、けいれん性の腹痛(鉛仙痛)など、③神経障害：末梢神経障害として、初期には、筋肉痛、関節痛、筋力低下、進行すると伸筋麻痺(手先が幽霊のように垂れ下る)、中枢神経障害としては、幼児に多い鉛脳症(嘔吐、昏睡、けいれん発作が続き、致命率が高く、回復しても知能障害などの後遺症が残ることがある)、④その他、歯肉の縁に鉛縁(なまりえん)と呼ばれる、鉛が析出した暗青色の線が表れることもある。診断は、職歴、臨床症状、血液と尿からの鉛証明による。予防策は、鉛の塵埃をできるだけ抑えて十分な換気をはかること、および手指の洗浄の励行、治療は何よりも鉛から隔離することである(前掲『日本大百科全書』、『世界大百科事典』平凡社、1972年)。
- (12) Holdsworth, Clare, 'Women's Work and Family Health: Evidence from the Staffordshire Potteries, 1890-1920,' *Continuity and Change*, 12-1, 1997, 'Dr. John Thomas Arlidge and Victorian Occupational Medicine,' *Medical History*, 42, 1998.
- (13) Bartrip, *The Home Office*, pp.277-283. ただし、バートリップの批判は、マローンの出版以前に発表された3つの論文(マローンの著書の第1、3、5章のもととなった論文)に基づく。
- (14) Bartrip, *The Home Office*, pp.32-33, 273. イギリス女性工場監督官については、拙著参照。
- (15) ただし、マローンも女性工場監督官たちが男性監督官とは異なる視点を持っていたことに言及している(Malone, *Women's Bodies*, pp.60, 116)。なお、工場監督官の任命が女性労働保護立法の制定と同様に、「ジェ

ンダー化」の一環とされることさえある（前掲 姫岡『ジェンダー化』94頁）。

- (16) Harrison, *Not Only*, chap. 7. イギリス工場監督職組織における女性監督官の位置づけを主たる関心とする拙著では、女性労働保護立法を直接論じていないが、様々な限界を伴うとはいえ、女性工場監督官が女性の労働条件の改善に寄与したとの見解に立つものである。
- (17) Hampton, Mark, 'Rethinking the "New Journalism," 1850s-1930s,' *Journal of British Studies*, 43-2, 2004.
- (18) ただし、マローンがその例として引用する、ヘレン・ブラックバーン (Helen Blackburn) とノラ・ヴァイン (Nora Vynne) による共著 (*Women under the Factory Act*, 1903) は、一方の性 (女性) のみの規制に反対する主旨が基調であり、両性への規制を主張しているとはいいがたい (Malone, *Women's Bodies*, p.138)。
- (19) 拙著、序章(5)参照。同じ主旨の最近の論稿として、長谷川貴彦「修正主義と構築主義の間で—イギリス社会史研究の現在—」(『社会経済史学』70-2、2004年)がある。
- (20) 拙著、序章(4)。
- (21) 浅倉むつ子「米国における雇用上の性差別禁止原則と出産休暇をめぐる法理」『季刊労働法』109号、1978年、藤本茂「アメリカ公民権法第7編と男女雇用機会の平等」『労働法律旬報』1078号、1983年、釜田泰介「『性による優遇扱い』と Civil Rights Act 第7編」『同志社アメリカ研究』24号、1988年、中里見博「合衆国最高裁判所における女性労働『保護』法理の成立(一)(二)」『名古屋大学法政論集』166、167号、1996、1997年。また、アメリカにおける女性労働保護立法についての歴史研究として、Baer, Judith A., *The Chains of Protection*, 1978, Lehrer, Susan, *Origins of Protective Labor Legislation for Women 1905-1925*, 1987。
- (22) 木村愛子「イギリス平等機会委員会報告書にみる『平等と保護』のガイドライン」『季刊労働法』118号、1980年、浅倉むつ子『労働とジェンダーの法律学』有斐閣、2000年、164-165頁。
- (23) 林弘子「有害業務就労と男女の雇用機会平等」(荒木誠之還暦論文集)『現代の生存権』法律文化社、1986年、池添弘邦「危険有害業務への就労制限と性差別」『労働法律旬報』1325号、1993年。
- (24) Malone, *Women's Bodies*, p. 34.
- (25) 濱口桂一郎『増補版 EU労働法の形成』日本労働研究機構、2001年。
- (26) バートリップの著作では、欧州連合への言及はみられず、アメリカにおける職業病に関する歴史研究にふれている。
- (27) Alli, B. O., *Fundamental Principles of Occupational Health and Safety*, Geneva, International Labour Office, 2001.
- (28) 例えば、フォイラーは、女性労働組合連盟 (WTUL) が女性労働保護立法への態度を、当初の反対から支持へと変えたことを、組織のリーダーシップの変化ではなく、「女性の連帯 ('sisterhood')」の意味の変化として捉える (Feurer, Rosemary, 'The Meaning of "Sisterhood": The British Women's Movement and Protective Labor Legislation, 1870-1900,' *Victorian Studies*, 31-2, 1988)。
- (29) Caine, Barbara, *Victorian Feminists*, Oxford, Oxford University Press, 1992, p.247.
- (30) Morgan, Carol E., *Women Workers and Gender Identities, 1835-1913: The Cotton and Metal Industries in England*, London, Routledge, 2001.
- (31) 吉田恵子「19世紀イギリスにおける雇用と家庭の再編成」吉田恵子・斎藤哲・東條由紀彦・岡山礼子『女性と労働—雇用・技術・家庭の英独日比較史研究』日本経済評論社、2004年、第1章。